

北海道法令適用事前確認手続回答書

資エネ第784号  
令和6年（2024年）1月18日

様

北海道経済部資源エネルギー局  
資源エネルギー課産炭地・保安担当課長

令和5年12月20日付けで照会（令和6年1月15日補正提出）のありましたことについて、北海道法令適用事前確認手続要綱第4条第3項の規定に基づき、次のとおり回答します。

なお、この回答は、照会に係る法令の条項に係る事務を所掌する立場から、あなたから提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の条項の適用対象とならないと考えます。

本件は、ガス小売事業区域内で導管により、一の団地内においてガスを供給する地点が70以上となるため、ガス事業法（昭和29年法律第51号）を所管する経済産業省北海道経済産業局（資源エネルギー環境局資源エネルギー環境課ガス事業室）に当該行為の適法性などを確認してください。

2 当該事実が照会法令の条項の適用対象とならないことに関する見解及びその結論を導き出す根拠

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項において、「液化石油ガス販売事業」は、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法第2条第2項のガス小売事業及び同条第5項の一般ガス導管事業を除く。）と定義されています。

3 その他

関係法令（抜すい）別紙のとおり

関係法令（抜すい）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）

（定義）

第 2 条第 3 項 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項のガス小売事業及び同条第 5 項の一般ガス導管事業を除く。）をいう。

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が 70 以上のものに限る。）をいう。

2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。